

# 全建総連全国青年技能競技大会 実施要領

## 1. 名称

この大会は、全建総連全国青年技能競技大会（以下「大会」という）と称する。

## 2. 目的

大会は、全国の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えると共に、技能尊重機運の醸成を図ることを目的とする。

## 3. 実施主体

大会は、全国建設労働組合総連合（以下「全建総連」という）が主催するものとする。

## 4. 組織

(1) 大会に、次の役員を置く。

大会会長（以下「会長」という） 1名

大会副会長（以下「副会長」という） 1名

大会役員（以下「役員」という） 若干名

(2) 大会を運営するために、会長の下に、競技委員会、運営委員会を置く。

(3) 会長は、中央執行委員長が就任する。

(4) 副会長には、技術対策部担当副中央執行委員長が就任する。

(5) 大会役員には、技術対策部中央執行委員及び組織部中央執行委員が就任する。  
組織部中央執行委員は若干名とする。

(6) 競技委員会に、委員若干名を置く。必要に応じて特別競技委員若干名、競技委員補佐若干名を置く。

(7) 運営委員会に、委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。

(8) 各委員会の委員長、副委員長、委員は、会長が委嘱する。

## 5. 会長等の職務

(1) 会長は、大会業務の全般を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。

(3) 役員は、会長、副会長を補佐する。また、審査区域（審査業務を行っている範囲）以外の運営・管理をする。

(4) 委員会の副委員長は、委員長を補佐する。

## 6. 委員会の委員の構成及び業務

各委員会の委員の構成及び業務は、次の通りとする。

(1) 実行委員会

実行委員会は、会長、副会長、役員及び競技委員、運営委員で構成する。  
必要に応じて、開催都道府県の県連・組合の役員が参加する。  
実行委員長は、会長が兼務する。

( 2 ) 競技委員会

競技委員は、全建総連推薦の建築大工職種中央技能検定委員が務める。  
競技委員は、審査区域の設営・管理、競技審査、使用工具、材料の交換の判断等、競技に関わる技術的内容を業務とする。  
競技委員補佐は、競技委員を補佐する。  
競技委員補佐は、開催都道府県の県連・組合から優秀な技能を有するものが務める。

( 3 ) 運営委員会

運営委員会は、全国青年部協議会議長を委員長とし、技術対策部長及び組織部長が副委員長を務める。委員は全国青年部協議会幹事が務める。  
運営委員は、会場設営、競技区域内の設営・管理及び競技運営等を業務とする。

( 4 ) その他

競技区域内は、役員、競技委員、運営委員、事務局以外は、立ち入ることが出来ない。ただし、開催都道府県の県連・組合の役員など、実行委員会等で必要と認められた者については、この限りではない。  
審査区域内は、競技委員、運営委員、事務局以外は、立ち入ることが出来ない。

7 . 任期

役員及び委員の任期は、大会の業務に必要な期間とし、会長がこれを定める。

8 . 後援

大会の円滑な開催のため、厚生労働省、国土交通省、林野庁、都道府県のほか、必要に応じて関係行政機関、又は団体に後援を要請する。

9 . 開催計画

大会の競技会場、日程等は、大会ごとに毎年度、会長が開催計画を定める。

10 . 出場資格及び定数

- ( 1 ) 全建総連の組合員で開催年度（4月1日に始まり、翌年3月31日まで）において、満36歳以下の者。
- ( 2 ) 過去の大会において、金賞を受賞したものでない者。
- ( 3 ) 県連・組合で実施される予選大会で16名以上の参加の場合は、優秀な成績を収めた者（4名）。
- ( 4 ) 県連・組合で実施される予選大会で8人以上の参加の場合は、優秀な成績を収めた者（3名）。

- ( 5 ) 県連・組合で実施される予選大会で 8 名未満の参加の場合は、優秀な成績を収めた者( 2 名 )。
- ( 6 ) 県連・組合で予選大会が実施されない場合は、県連・組合が推薦する者( 2 名 )。
- ( 7 ) 開催都道府県の県連・組合については、上記( 3 )( 4 )( 5 )( 6 )の他に、県連・組合が推薦する者( 1 名 )。
- ( 8 ) 上記の( 3 )～( 7 )とは別に女性枠として、県連・組合が推薦する者( 2 名 )。

#### 11. 参加費等

選手の宿泊費については、全建総連が一定額を補助する。

#### 12. 表彰

- ( 1 ) 大会における成績優秀な者に対して、次の表彰基準により表彰を行う。
  - 金 賞 1 名
  - 銀 賞 2 名
  - 銅 賞 3 名
  - 入 賞 若干名
  - 特別賞 若干名
  - 奨励賞 ( 上位 30 名の内、 ~ 以外の者 )
  - 金賞受賞者の所属県連・組合
- ( 2 ) 必要に応じて厚生労働大臣賞、国土交通大臣賞、林野庁長官賞、厚生労働省人材開発統括官賞、国土交通省住宅局長賞を関係省庁に申請する。

#### 13. 事務局

- ( 1 ) 大会の事務を取り扱うための事務局は、技術対策部及び組織部の書記、全国青年部協議会総務、その他必要と認められる者で構成する。
- ( 2 ) 事務局の長は、技術対策部書記とする。

#### 附則

- ( 1 ) 実施要領の改廃、及び大会の運営に関し必要な事項は、組織部及び全国青年部協議会の意見を受け、技術対策部会で承認を得るものとする。

#### 制定・改正履歴

- ( 1 ) 2008 年 5 月制定 第 24 回全国青年技能競技大会から適用
- ( 2 ) 2012 年 1 月一部改正 第 28 回全国青年技能競技大会から適用
- ( 3 ) 2013 年 1 月一部改正 第 29 回全国青年技能競技大会から適用
- ( 4 ) 2015 年 1 月一部改正 第 31 回全国青年技能競技大会から適用
- ( 5 ) 2017 年 1 月一部改正 第 33 回全国青年技能競技大会から適用
- ( 6 ) 2018 年 1 月一部改正 第 34 回全国青年技能競技大会から適用